

平成29年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月12日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年9月12日（火） 午前9時00分
散 会 日 時	平成29年9月12日（火） 午後3時14分
委 員 長	羽鳥 健
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 矢部 一夫 潮田 幸子
委 員 会 欠 席 委 員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 4 5 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 4 6 号	鴻巣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	原案可決
第 4 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 佐藤 康夫
 市民部副部長 笹野 一郎
 市民部参事兼市民課長 関根 和俊
 市民税課長 原口 信行
 資産税課長 染谷 秀幸
 市民部参事兼収税対策室対策室長 早川 宏人
 収税対策室副参事 矢澤 欣子
 やさしさ支援課長 松本笑美子

 吹上支所副支所長 新井巳代子
 川里支所副支所長 大島 幸子

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 馬橋 陽一
 環境経済部副部長兼農業委員会
 事務局長 松村 洋充
 環境経済部参事兼環境課長 関口 泰清
 産業振興課長 町田 浩一
 産業振興課副参事 中西 克仁
 観光戦略課長 小川 哲夫

書 記 岡 崎 夏 子
 篠 原 亮

(開会 午前9時00分)

(委員長) それでは、ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。矢部一夫委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第45号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第46号 鴻巣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第51号の一般会計の決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、市民部と環境経済部の歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定をいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第45号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市民税課長) それでは、議案第45号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして議案の趣旨をご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

新旧対照表をご参考にさせていただきたいと思います。これは、平成29年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法等の一部を改正する法律が

公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、主なものとして、まず配偶者控除の見直し、配偶者特別控除の拡充に伴い、所得控除の非課税の範囲等を定める規定において、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備でございます。控除対象配偶者を同生計配偶者と変更するものでございます。同生計配偶者とは、居住者の配偶者で、その居住者と生計を一にする者のうち、合計所得が38万円以下の者をいいます。控除対象配偶者とは、同生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者のことをいいます。

施行日は、平成31年1月1日という形であります。

次に、軽自動車税につきましては環境性能割の創設に伴う規定の整備を行うもので、現行の軽自動車税を種別割という名称に改めるものでございます。

施行日は、平成31年10月1日。

以上で、議案第45号につきましての説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢部) 質疑ではなく、このちょっと市民税この辺、ちょっと控除対象者と同生計のあれの中身というか、それがわからない。この資料がもっとわかりやすい資料ってありますか。それと、軽自動車のほうもちょっとこれ何回も出てきているような感じがしているので、これもちょっとわかりづらいのだけれども、資料みたいの、はっきりしたそれってありますか。資料できたら。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)

(開議 午前9時08分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民税課長) お手元のほうに配偶者控除に対しましての資料を配らせていただきました。この資料につきましては、昨年、平成29年度の税制改正大綱の国の説明資料の中から抜粋させていただきました。2ページと3ページという番号が振ってある部分だと思うのですが、2ページのほうのこの辺、案と書いてあるのですが、申しわけありませんが、これは大綱の資料なものでございますので、そのまま案という形で出させてもらっております。

この2ページの表の塗り潰してある配偶者控除のところは38万、あと103万という形の表が下に数字が出ていると思うのですが、この部分が今まで配偶者控除として控除されていた、働いていない奥さんの控除でございます。この部分を今後……

(奥さんって制限の声あり)

(市民税課長) 奥さん及び夫でございます。申しわけありませんでした。この場合は、配偶者でございますので、夫も妻もおりますので、よろしくお願いたします。それで、この働いていない奥さんの場合は、この38万、住民税でいきますと33万になるのですが、この部分を配偶者控除という名前から同一生計配偶者という形に変更になるものでございます。この基準の38万円につきましては、何ら変わるものではございません。

続きまして、配偶者特別控除が階段状に右側のほうに155、160、167、175という形から201まで数字が振ってあるかと思うのですが、こちらのほうは配偶者特別控除、基準額を超えた場合、段階的に控除額が減っていきますよという階段でございます。この階段の始まる部分が今回150を過ぎたところから始まっているかと思うのですが、以前はこの103万ですか。これを過ぎたところ、点線で階段が左側、真ん中辺にあります。こちらが今までの配偶者特別控除の階段でございます。この部分の配偶者特別控除上限額38万円の控除がこの103万円から150万円という形になったのですが、階段が下がり始めるのが155という数字になっておりますので、この部分が今回大きな改正点で、配偶者の控除を階段を引き上げたという形ではよろしいのかなと思います。この関係で控除額がふえますと住民

税のほうが基本的に減額になります。控除がふえるわけでございますので、減額になります。その関係で今度は高額者に対しまして、裏面を見てもらいますと、右側、一番下の段の四角のほうがよろしい、表のほうがいいと思うのですが、収入で一番左側、1,120万、所得で言いますと900万、括弧内の数字になります。続きまして、その下が1,170万、括弧内が950万、これは収入及び所得という形になります。上限額が1,220万イコール括弧内が1,000万。1,000万を超えた場合に配偶者控除がとれなくなりますよという形となっております。それで、900万を超えた場合、高額者につきましては配偶者の控除も33万円から22万、900万から950万が33万、950万から……申しわけない。

(何事か声あり)

(市民税課長) 900万円までが33万、所得で950万までが22万円、1,000万円までが11万円、控除額が頭打ち、段階的に下がる。

(3分の1の声あり)

(市民税課長) そう、3分の1、3分の1になるのですけれども、これが高額所得者に対しましては少し増税をしましょうという形のもので。減額をした場合には税の収入を統一性を持たせるために高額所得者のほうは増額しましょうという趣旨に基づきまして若干その部分が導入されたということになっております。これにつきましては、そんな感じの説明です。

軽自動車のほうにつきましては、昨年来消費税が増税になった場合、10%になった場合に環境性能割という税を導入しましょうという内容がありました。それで、昨年12月議会のときに条例改正を上げさせてもらいまして、承認させていただきました。その後、消費税が2年半延長されまして、31年10月1日からという形に延期されたことに伴いまして、今回上げさせてある部分の環境性能割になったときに、軽自動車税という名前を種別割という形に名前を変えますよという部分を上がらなかったもので3月の市長決裁に基づきまして、その分の名前をもとに戻して軽自動車税にさせていただきますという経緯が5月の臨時議会で審議されております。それで、今回31年の10月1日に環境性能割が整備されます

よということが今の段階では決定しておりますので、今回29年度税制改正の中でやはりその部分を名称だけを変えて、31年10月1日に対応するようという形で訂正されましたので、今回上げさせたものでございます。

環境性能割というものにつきましては、軽自動車税の取得税、これが変わるものでございます。環境性能割自体は、鴻巣市ですぐ課税するものではないのですが、軽自動車税の取得税というものが今まで軽自動車税及び普通自動車全てについて50万円以上のものに課税されておりました。そうしますと、その納税方法としましては県の自動車を登録するときに陸運事務所のところには県の出張所がありまして、そこに納めているものでございます。それで、環境性能割という形になった時点で軽自動車税は市税ですよ、普通自動車税は県税ですよという形に分かれる形になります。そして、軽自動車税は実際であれば市税になったわけですから、市の窓口へ納めてもらうのが一番いい話なのですが、これは利用者の便宜上、県は県に納める、わざわざ市の軽自動車税の取得は環境性能割を市の窓口へ来て納めるというのでは利用者に不便を来すという形で、当面の間、軽自動車税の環境性能割も普通自動車税の環境性能割も県が当分の間収納するという形となっております。そして、収納された市税の軽自動車税の環境性能割というものは全て市のほうに県から歳入として振り込まれてくる形となっております。そういう形のを整備したということでございます。当然ながら県が収納いたしますと、県が手数料として何がしかの経費が必要になりますので、丸々環境性能割の軽自動車の分を市に県から納めてもらった場合に、後ほど手数料として県に今度は手数料分を市のほうから納めるというのが流れが少し変わったということでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（潮田）今また新たな細かい説明がありましたので、質問しようと思っていたことが説明いただきましたのでいいのですが、今回の同一生計配

偶者と控除対象配偶者の違いについてお聞きしようと思っていたのですが、その中で今従来の控除対象配偶者というものが3つに分かれるということになります。それぞれの人数の概数というのわかりますでしょうか。そのことによる今回の……今回の議案では名称が変わるだけになっていますけれども、この減額分、増額分ありますよね。減額、控除対象によって税収が減る分、また高所得者については少し多くいただくという、その概算はどのくらいになっているのか、お願いします。

(市民税課長) お答えいたします。

先ほど最初に3つに分割されたという形が表現があったのですが、今までも現状配偶者控除として38万円がございました。配偶者特別控除として38万円の部分は5万円ぐらいの、38万円から43万円ぐらいの5万円の間ぐらい、38万円がありました。階段がそこから始まってあって、最高限度額38万円の配偶者特別控除の部分が延びたという部分で、何ら、この階段の間がちょっと延びたということで、この3分割されたということは今までどおりでございます。その辺のご理解はよろしいでしょうか。

(潮田) 私が聞きたいのは、それぞれこれ今までと変わらない、全く変わらないというわけではなくて、控除対象配偶者というものが3つに中身は分かれているわけですね。

(何事か声あり)

(市民税課長) 大変申しわけありません。そのプラス今度は所得収入の上限が900万、950万、1,000万という部分が対象になりましたので、その分は新しくなったということでございます。

それと、先ほどのご質問の中で対象者がどのくらいいらっしゃるのかということでもございました。配偶者特別控除が限度が延びたということにつきまして、前回、議会2日目のときにも若干部長のほうからも申し上げたと思うのですが、約600人から約700人の対象者が対象になります。そうしまして、約……申しわけない。600人から700人は、増額になる方が600人から700人という形で、約1,000万円増額になります。減額になる対象者が約3,000名、それで約3,000万円の減額という形です。差額の約

2,000万円程度というものが税の税収として少なくなるという形で考えております。

以上でございます。

(潮田)このことによって、この前本会議のときにもこの2,000万については国から後から補填があるということによかったのでしょうか。実際これは、皆さんにとっては周知がなかなか行き届かない、必要な方のところにきちっとした情報が行き届かないというのがあると思うのですが、市としてはこのことをよりわかりやすく皆さんに周知するためにどのようなことをやっていくのか。

(市民税課長)申し上げます。お答えいたします。

この税制改正につきましては、議会でご審議された後、決定された後、例年広報、ホームページのほうで全てを公表してまいっておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

(潮田)ちょっとまた内容のことに関するのですがけれども、先ほどもちょっとちらっとあった、これ配偶者ですから、夫であっても妻であってもいいわけですがけれども、鴻巣市の場合はこの配偶者のほうの対象になるのが居住者の中心になるほうの方が男性の場合、あと女性の場合がどのぐらいいらっしゃるかというのはとっているのでしょうか。

(市民税課長)お答えいたします。

市のほうで今現在特別に男性が配偶者、女性が配偶者という部分で統計はとっておりませんので、ここには手持ちはありません。

以上でございます。

(矢部)これの絡みで65歳以上の方も多分900万以上もらっている方いると思うのだ。こいつに関して年金のほうの絡みというのはどういうふうになってくるのか、ちょっとわかったら。それは別かね。

(市民税課長)年金といいますか、年金があっても、給与があっても、事業所得があっても、所得は一括して所得を計算しますので、その中で1,000万を超えた場合には、合計して1,000万を超えた場合には配偶者控除はとれなくなるというものは何ら今までと問題ない。

(矢部) ないのだけれども、通常にだから年金もらっている人が、だから年金が減っていくのではないのかなというか、配偶者というか、その方にも、それ以上あると、そういうのはない。その配偶者が、ではそれ以上取った場合にはあれなのかね。この150とかなんとかって。ちょっとそこ。

(市民税課長) 配偶者が年金及び給与があった場合、それであった場合年金が減るかということだと思のですが、やはり今基準額があると思のですが、月ちょっと私その判断の基準ははっきりは覚えていないのですが、給与と年金を合計した収入があった場合に基準額を超えた場合、基準額を超えた金額の半分以上が年金から差し引かれるという制度は今現在でもございますので、それはそのまま生きております。

以上でございます。

(矢部) はい、わかりました。

軽のほうでちょっと聞きたいのだけれども、この取得税が、取得税の場合、障がい者が多分いると思うので、そのときに障がい者は今取得税はいただいていないのかね。

(市民税課長) 減免基準がございますので、県と市で、県が今回当分の間収納するという形になっておりますので、県及び市と減免基準は基本的に合わせておりますので、障がい者の減免基準で無税になるものは無税になると思う。

(矢部) 市でもいますか。その辺該当している人は何人ぐらい。それはわからない。

(市民税課長) 取得税のほうは、今現在市のほうで扱っていないので、今取得税を軽自動車税で受けている人がいるかいないかというのは市のほうには何も資料ございません。

(矢部) 逆に自動車税のほうは、ではどうなっている。障がい者のほうから。

(市民税課長) 減免をしております。

(矢部) それ何人ぐらいいるのですか。

(市民税課長) お答えいたします。

減免の実績といたしまして、28年度身体障がい、合計で、申しわけない。減免の規定に基づきまして合計が304件。中で公益のものが45件、身体障がい者のものが241件、構造です。車が障がい者用に改造されているもの、それが18件、合計で304件が減免で実績でございます。28年度でございます。

以上でございます。

(矢部) これは、自動車税は無税。幾らかもらっているのですか。

(市民税課長) 減免でございます。1度課税したものを申請をいただいて減免をしております。

以上でございます。

(菅野) そうすると、所得が今まで103万だったのが155万になって、600人から700人が52万分ぐらい余分に働けるということに今までなったわけで、これは市民は大変歓迎しているということになっているのでしょうか。現場で働いているパート労働者とか、女性が結構多いですよ。歓迎の声に応えた制度というふうに認識しているのかどうかです。

(市民税課長) 昨年11月過ぎから国の税制改正の中でいろいろご検討されたことだと思いますが、当初は配偶者控除を廃止するというのが当初は最初あったかと思います。その議論の中で、今回逆に配偶者特別控除を拡充するという形になっています。これは、やはり世の中に市民のご意見のほうはかなり反映されまして、控除額のほうが増加されたという形で考えますので、市民の方には喜んでもらっているのだなということと考えております。

以上でございます。

(菅野) それと、控除額のこの配偶者の分で最高の1,000万の所得控除の世帯というのはどれぐらいあるものなのでしょう。

(1,000万以上の声あり)

(菅野) うん、1,000万以上です。

(市民税課長) 1,000万円以上の方が何人いるかという形ではとっていないのですが、ことしの実績からしまして、1,000万円以上の方で控除対象配偶者として控除があった方が約500名ぐらいたという形で把握はし

ております。

（菅野）逆に、そういうと例えばご主人が1,000万円以上働いている人は奥さんが働いた場合、何の控除もなくなるということですよ。ご主人が1,000万以上収入があって、奥さんが150万以下でも税は払うようになるということになるのでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。

奥さんに課税されるかどうかということは、1,000万円以上であろうが、なかろうが、これにつきましては何ら税法は変わっておりませんので、問題ないでございます。ただ、旦那さんの控除がなくなるということで、旦那さんの住民税及び所得税等が増加しますよということでございます。

以上でございます。

（菅野）そうすると、夫の収入にかかわらず155万の範囲で減税なりになるという、そういうことなのですね、では。

（何事か声あり）

（菅野）105万。

（150の声あり）

（菅野）150か。155って書いてあった。奥さんは減税になるのですか。奥さんが150万の範囲だと同じように払わなくていいのかと。そこら辺誤解がある気がするのですけれども。

（市民税課長）先ほど来お答えしておるのですけれども、個人の所得に対しましてのお考えでございますので、控除が伸びたからといって奥さんの税が減るということは一切ございません。あくまでもそれは税法にのっとった個人の収入でございますので、それに基づいて個人には課税させていただきます。

以上でございます。

（菅野）軽自動車は、県が県税をもらうので、後から県から来ると、当分の間と言っていますけれども、考えたらバイクなんかだって、市にバイクなんて払いに来るではないですか。バイクの税金は。だから、県税だって市に払いに来てもいいと思うのですけれども、やはり県に持って

いくのが便利なので、こういうことで当分の間ということやって。当分というのはいつぐらいまでのことなのでしょうね。

（市民税課長）お答えいたします。

先ほど来バイクでも市に納めに来ているという、基本的に自動車税というものは市で課税しますので、市へ納めてもらいます。これは、取得税でございますので、購入したときだけ1回払うものでございますので、そうすると登録したときに今までも県のほうに納めておりますので、それを別々のところに支払いに来るということは便宜上不便があるのかな。それと、当分の間ということであるということは、ただその便宜を考えると……

（そのほうがいいの声あり）

（市民税課長）そのままのほうの利用者については助かるのかなと思ひまして、当分の間というのによく言われますが、長い間ということ考えております。

以上であります。

（大塚）最初にちょっと確認したいのですが、何人かから質問が出ていますけれども、やはり増収になる分と減収になる分があって、その差額、今の試算でいくと約2,000万という答えだったと思います。これは、今回、次のタイミングを迎えるまでの間の計算であって、それ以降については具体的に何か、今回国の補填というのが出ましたけれども、今後そういうプラス・マイナスの中に入るべきものが入らなくなることが今回予想されますけれども、次以降のタイミングについてはないという理解でよろしいのでしょうか。

（市民税課長）入るもの、入らないものが次回ということなのですが、基本的に税法が変わらなければそのまま同じ状態でいきますので、問題はないと考えております。

（大塚）ちょっと税法なので難しくて、私もよく理解できていないのですが、いわゆる対象者が600人から後半700人ぐらいの対象者で1,000万円の増の見込み、片や同一のほうは3,000人で3,000万円程度の減収、プラマイで2,000万円マイナス。これが今回はこういう計算できますけれど

も、今後いわゆる例えば来年度、再来年度、5年後とかということも先ほどの話ですけれども、当分の間というのは、これも含めて例えば国が何らかの形で補填をするようなことがあるのか、それともあくまでも今回限りということなのか、それをちょっと確認をしたいのですが。

（市民税課長）この部分につきましては、所得というものは毎年その方の収入が変わりますので、その都度差額も変わるものと考えております。それで、あくまでもその差額につきましては国のほうで補填しますよということが言われて、いつ切りますよということも言われておりませんので、そのまま引き続き差額があった場合には制度として補填されるものと考えております。

以上でございます。

（大塚）わかりました。では、それは以上です。

今回の税改正、一部改正ですけれども、担当課としてストレートな言い方で伺いますけれども、簡単な改正、いわゆる理解しやすいというふうに認識をされているのか、ちょっと難しいな、面倒くさいなというような、今回のことについてどういうふうに思われているか、それを伺いたいのですが。

（市民税課長）お答えいたします。

今回の改正の内容につきましては、今まで現在も配偶者特別控除及び配偶者として控除はされておりましたので、なおかつ昨年の夏以降税制改正の中で配偶者控除をなくす、なくさないの議論の中から発展しまして、配偶者特別控除を増額して対象としたという形で、かなり議論、世の中の市民の皆様に対しましても理解は深まっているものと考えますので、この変更に対しましては何ら難しいものではないと考えております。ただ、あくまでも配偶者の38万円の基準、この部分が何ら変更がありませんので、38万円を超えた場合には配偶者ではないですよと、配偶者特別控除です。配偶者控除、奥さんとしての控除ではありません。奥さん及び夫としての控除ではありませんですよ。配偶者、収入があるけれども、配偶者特別控除として緩和しましょうという部分の範囲がふえたということでございますので、その辺の理解だけだと思いますので、大きく考

えはないと思います。

以上でございます。

（大塚）今回、質問者は今のところ4番目なのですが、4番目の人間、4人の人間であっても、今一生懸命これはああでこうでって説明をいただいている。私は、一般市民というか、これは市民に限らずだと思うのですが、非常に法律が変わったというのが難しいのだと思うのです、理解するのが。確かに話題にはなって、一部の方は例えば会計業務、経理、税務、税理業務等を携わっている方なんかはある程度情報を持っていると思うのですが、はて、一般市民の皆さんに先ほど周知のほうとしてホームページ、「かがやき」等を活用するというお話ですが、そこの中でどういう表現するかわかりませんが、やはり難しいって感じるのは多い、多くの方がいるのではないかなと思うのです。改めてその周知について伺いますけれども、今お話しいただいたようなQアンドA方式ですとか、もうちょっとかみ砕いて誰でもわかるような例えばイラストを使ったような説明ですとか、そういった工夫をされたほうが市民の皆さんにはスムーズに伝わっていく、浸透していくのではないかなと思うのですが、その周知の方法について、ホームページへ、あるいは広報「かがやき」で、具体的に今案があればお伺いしますが、なければなるべくわかりやすい方法をとるという提案をするのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。

やはり税法自体、どこの方に聞いてもわかりづらい。私たち担当としてもわかりづらい、非常に理解しがたいものも多々あります。その辺を基本的にわかりやすくお知らせしていきたいと思っております。及び働いている方に対しては、恐らくと言ってはなんなのですが、今までも昨年来からパートの方の税のかかる部分が伸びますよというのは多々いるなところで話しされております。それで、働き方の中でも今後は雇用者のほうはその辺のお話でもかなり進めていくと考えておりますので、理解は進むものと考えております。

以上でございます。

(頓所) それでは、第 1 条のところですか。次のページに載っているのですか。この税法上の改正というのは、31年 1 月 1 日から施行。

(はい、1 月の声あり)

(頓所) ですよね。そうすると、この配偶者特別控除の一部改正の対象になる年度というのは何年になるのですか。

(市民税課長) お答えいたします。

住民税といいますのは、翌年度課税でございますので、30年 1 月 1 日から30年 12 月 31 日までにお働きしていただきました給与に対しまして31年度課税するものに対して適用しますので、所得税のほうでいきますと30年 1 月 1 日以降働いたものに対象になってきます。

(頓所) 私の認識では、例えば30年の市民税を払うとしますよね。そうすると、29年 1 月 1 日から29年 12 月 31 日までの所得に対してなので、来年の市民税はこの税法上が生きるのかなというふうに思ったのです。つまりは今年度の所得は150万まで伸びますよね。その分、ことしは150万まで働けるのかなというふうに思ったのですが、その辺の。

(市民税課長) やはり税法が今回確定したといいますか、所得税のほうの税法が30年 1 月 1 日改正になっておりますので、29年中の働いたものに関しましては従前のおりという形で、変更があるものではございません。30年に働いたものに対して適用されていきますので、29年度に働いたものは従前どおり、今までの103万円のそのままでございます。

(潮田) 軽自動車税のほうのことでちょっと先ほど聞きそびれてしまったので、私がちょっと大ぼけしているのかもしれないのですけれども、これ今までというのは自動車取得交付金で県からおりてきていたということになるかと思うのですけれども、この内容についてちょっと決算書のほうで見ますと、これ委員会が違うところなので、そっちでは聞けないので、決算書の17ページのところに自動車取得交付金が1億247万1,000円となっているのですけれども、そのうち軽自動車にかかわる部分というのはどのくらい、割合で言うとどのくらいなのでしょう。

(市民税課長) 収入に対しましてその部分は総務部のものがございますので、内容についてはうちのほうで答えることではないのかと思うので

すけれども、実際的に今現在交付金は自動車税、取得税として納めております。先ほど答えたように軽自動車税、普通自動車税、普通車、軽自動車というふうに分けて県も収納しておりませんので、今現在はあくまで自動車取得税、50万円以上のものに対しまして課税をしているだけのものがございますので、区分はございません。この環境性能割というものが施行された時点で初めて軽自動車と普通自動車という形でわかります。それで、軽自動車の部分は環境性能割の軽自動車、市税分として市に全て入ってきます。100%です。それで、普通自動車税については、普通自動車の環境性能割につきましては従前どおり割合によって交付金として入ってくると考えております。

以上でございます。

（潮田）確認したいのですが、この新旧対照表を幾ら読んでも金額等には何の変更もないというふうに思ったのですが、市税としての変更、この表が変わっただけであって、影響額というのは変わらない、基準は変わらないということでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。

この表につきましては、大変申しわけないのですが、これは平成26年度税制改正によりまして27年4月1日までに登録した車は従前どおりの税率、税額で納めてくださいよ。27年4月2日以降に購入した車に対しましては自動車税を普通軽自動車の乗用であれば1万800円ですか。その値上げしましたよということがあったと思いますが、これを定めた表でありまして、何ら環境性能割に対しての表でも何でもございません。環境性能割というのは、基本的に環境性能のいいもの、電気自動車であればゼロ%ですとか、取得税の部分でございますので、2番目にいいものは1%だとか、それ以上のものは2%とかという形で、そこまでの表が別でございますので、それはあくまでも環境性能割という税法のほうに載っているものでございます。あくまでも今回のその中で環境性能割というものを導入することによって軽自動車税という言葉がなくなるので、今回の表の中の軽自動車税という名前を車種別という、種別別という形に変えただけの対応するというので、何ら従前と市の中で変わっ

てくるものはない。環境性能割として31年10月1日以降の取得した車に対しての税が、取得税が分かれるだけであって、それが100%軽自動車の分は市に入りますので、若干今までは軽自動車は普通車の合計したものの中の交付割合で入っておりましたけれども、軽自動車税は100%入ってきますので、軽自動車税の部分の上積みは市としては増額になると考えております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、今回のこの市税条例の変更によっての直接の影響額というのは……

(何もございませんの声あり)

(潮田) 何もないということによろしいですね。

(はいの声あり)

(潮田) 了解です。

(市民税課長) 税の変更は、この表自体の中では何の変更もございません。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 鴻巣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について執行部の説明を求めます。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) それでは、議案第46号につきまして議案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、鴻巣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定です。これは、農業委員会等に関する法律を含む農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会委員の選出方法について従来の公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命することとされたことや、農地等の利用の最適化の推進を図るため、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、現在の農業委員会委員が平成30年3月31日に任期満了を迎えた後に、新制度に基づいて選任される農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、農業委員会の委員を13人、農地利用最適化推進委員を22人とするものです。

あわせて附則において、現在の鴻巣市農業委員会の委員等に関する条例を廃止し、また鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償を新たに規定するものです。施行期日は、平成30年の4月1日です。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) そもそも政府が提案してきたわけですけども、最適化というのは実際どういうことを言っているのでしょうか。最適化、どういうことになるのが最適化ということなのかということをお聞きします。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) このたびの農業委員会の法の改正によりまして、農地利用の最適化というものが農業委員会の業務として最も重要とされました。具体的に農地利用の最適化についてご説明申し上げますと、まず担い手農業者への農地の集積や集約、それから

2つ目として遊休農地の発生防止や解消、それから3番目として農業への新規参入の促進、この3つをまとめまして農地の利用の最適化というふうに申しまして、実際に農業委員会等に関する法律に、今まで任意事務だったのですけれども、法定化されております。法律に位置づけられました。

以上です。

(菅野) 農民の地位の向上という文面が第1条から削減されたのです。それで、今答弁がありましたように担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止や新規参入の促進をするということですが、結局はTPPも含めて農業の規制改革をしていくということに、その法のいわゆる中核的なターゲットになっていると思うのですが、鴻巣の農業でこれに耐えていけるのでしょうか。面積だって小さい農家が多いわけですから、鴻巣の農業が今回のこれにあわせて集約化にどんどん進んでいくのかと、そこら辺をお聞きします。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) このたびの法改正によりまして、農業委員会の果たすべき役割として法定化されましたのが、先ほど申し上げました農地等の利用の最適化の推進でございます。農業委員会に任された、与えられた役割ということで、鴻巣市農業委員会におきましても担い手農業者への農地利用の集積あるいは遊休農地の発生防止、解消というものを中心に農業者の健全な育成を図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

(菅野) そもそもなぜこういう状況になったのかということですが、農業が。家族経営で本来やってきたものを採算が合わなくなっているのを、それを逆手にとって、耕作放棄地がふえたのも結局は輸入をどんどんふやしてきたから、政府の政策のもとで農業が成り立たなくなってきたわけですね。それから、お米の生産者米価に何がしかの、10アール当たり1万5,000円の補助というのを民主党政権のとき発足して、ことしで7,500円分というのは終わりますよね。来年からもうなくなってしまおうと。農業経営が成り立たないようにそもそも政府の力で行われてきたも

のを農家の責任のように言われる分について、鴻巣の農業がでは生き残れる方法があるのでしょうか。そこをお聞きします。

(環境経済部長) 今回の付託は、農業委員の改正であって、例えば推進委員さんの仕事にもう少し特化したものだとか、そういったものの質問はあるかなと思うのですけれども、農業全般に関してはちょっと広過ぎるのかなと思うのですけれども、農業全般でこれから鴻巣の農業とか日本の農業どうするのだというのは、今回のあれからはちょっと外れるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 7 分)



(開議 午前 1 0 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 農業委員と最適化委員の選出がどうなっているかをお聞きします。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 農業委員と最適化推進委員さん定数の根拠ということによろしいでしょうか。

(菅野) 根拠と選出状況がどうなっているか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) では、今事前にお配りしてございます農地利用最適化推進委員の定数(案)について、議案第46号資料をごらんください。

まず、農地利用最適化推進委員、この委員会では今後省略して推進委員と呼ばせていただきます。推進委員の定数(案)について説明させていただきます。農業委員会等に関する法律が改正になりまして、農業委員の推薦から任命については市長が行うこととなりましたが、一方推進委員の推薦募集から委嘱につきましては農業委員会が行うこととなりました。農業委員会等に関する法律の規定によりまして、推進委員の担当する区域、募集に当たって、推進委員の担当する区域については農業委員会で決定することとなっております。また、あわせまして担当する区域

を単位として農業委員会が推進委員を募集することとなっております。このことによりまして、平成29年の8月25日に開催されました農業委員会の総会におきまして、推進委員の担当区域として市内を12の区域、左側にございますが、農用地利用最適化推進委員の担当区域ということで、鴻巣、笠原、常光、箕田、田間宮、馬室、屈巢、広田、共和、吹上、下忍、小谷の12の区域が決定されました。農業委員会の総会において決定されました。

あわせて農業委員会では推進委員の担当区域として決定した各区域に対して、それぞれ設置が必要と思われまます推進委員の人数の案につきましても区域内の農地面積を考慮した上で、同時に農業委員会総会において決定しております。担当区域と担当区域の内訳の右側に推進委員の人数案と農地面積がございます。農地面積が49ヘクタールから208ヘクタールまでの鴻巣、下忍、田間宮、吹上の4区域については1名、259ヘクタールから344ヘクタールまでの箕田、馬室、小谷、共和、常光、屈巢については2名、そして農地面積が396ヘクタールの広田と481ヘクタールの笠原につきましましては3人として、推進委員の人数の案として農業委員会で決定いたしました。

本市では、以上の農業委員会の決定、対応を踏まえまして、推進委員の担当区域である12区域につきましまして必要な推進委員の人数を見きわめて、全体で定数22人として、定数案として提出させていただいたものでございます。

続きまして、一方、農業委員の定数でございますが、現行は合併以来30人、これは選挙の定数が21人、それから団体選任が9ということで、合併以来30人で経過してございます。現在は、共済組合の合併であったり、お一人亡くなられた方がおりますので、28人実数となつてございますが、合併以来30人で推移してございます。この現状で国のほうの考え方で現行の人数のまず半分程度にするという国の方針が出されました。それを踏まえまして、現在先ほど申し上げました推進委員、現場活動を行う推進委員の担当区域として市内を12の区域に分けたわけでございますが、一方農業委員については担当区域は決めないで、一括で募集区域を

決めないで選出することとなっております。選出後、選任後の農業委員を農業委員会会長1名を除きまして、今決めました推進委員の担当区域12区域に1人ずつ割り当てることによって、農業委員の担当区域と申しまして、農業委員と推進委員が連携して効率的な活動を行うことができるよう13人といたしました。

以上でございます。

(菅野) 農業委員は、今まで農地の移動や転用の許可について農業委員会で決定してやってきましたよね。それで、地域における現場活動も今までは一緒にやってきたわけですが、ちゃんとそのところを見て。でも、今度農業委員を半減して、いわゆる地域の委員を、適化委員をつくるということは現場活動を積極的に行うためにそれをつくるというって、農業委員は同じようにやるというって、半分になってしまえば活動範囲が広くて、それは活動は困難になるのは目に見えていますよね。農業委員を半分にしたわけですから。ですから、適化委員にその現場活動はしてもらおうというふうになるということにならざるを得ないと思うのです。それから、議会、要するに農業委員推進委員の選出方法ですけれども、一定の条件がありますよね。委員の半数以上が認定農業者でなければいけないとか、あと農業者以外で中立の立場で公正な判断をできる人を1人以上入れるとか、女性や青年を積極的に登用することなども課されているわけです。こういう点も考えて、鴻巣では選ぶという方針で今臨んでいるのでしょうか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) まず、農業委員ですけれども、今までは審議会等の審査、会議での審査と、それから現場活動、30人さんの農業委員会やっていたわけでございますけれども、今まで大きく分けてはそういった審査会の議決権を持つての総会での活動、農地転用等の審査、それと現場でのパトロール活動があった。それを今回の改革によりまして、大きく分けまして現場活動については先ほど申ししております農地利用最適化推進委員さんというのを設けまして、それぞれの担当区域を決めて、その方にしっかり農地の見守りをやっていってもらうということになっております。一方、連携ということで、農業委員さん

につきましても、もちろん自分の担当する区域等の現場に出て行って、推進委員さんと一緒に農地を見て回ることも想定されますし、一方推進委員さんにつきましても自分の担当する区域の案件につきましても、定例会や総会に出席して意見を述べる事がされておりますので、両方そういった連携は想定されております。

それから、農業委員の選任についての考え方でございますけれども、条件として認定農業者を過半数入れなければいけない。鴻巣市の場合は、定数13人ということでお認めいただけるということ想定すれば、7人以上、過半数ということになりますので、認定農業者が13人の中に7人以上は必ず選任しなければならないとされています。あわせて、中立の農業者ということで、農業にはかかわりのない委員さん、農業分野以外の方の意見も反映することが適切ということの考えから、農業に関して利害関係を有しない者、中立の農業委員さんを1名以上選任することとされております。また、あわせて女性の農業委員さん並びに青年農業者、50歳未満と言われておりますが、そういった方たちにつきましても法律で年齢であったり、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということで、青年農業委員と女性農業委員の登用につきましても努力目標とされております。先ほど申し上げました認定農業者が過半数以上、並びに中立の農業委員が1名以上というのは、これはもう必ず必置しなければならないと。選任に当たっての留意事項とされております。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時15分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、鴻巣市内の実質的な数値でお聞きしますけれども、鴻巣のいわゆる傾向、耕地の面積ですけれども、一番多い面積、それから…そこら辺は面積規模の数値や、ちょっと私この農業政策で計算をしま

すと一番多いのが0.5から1.0ヘクタールですよね。ですから、5町から1反のところは533件となっているのです。533件。それで、0.5ヘクタールから3.0ヘクタールのところが80%を占めているのです。ですから、やはり家族経営で小さく農業やっているという方が多いわけです。それから、年齢ですけれども、年齢が70歳以上が、これ平成22年度版なのですけれども、1,289人のうち609人で、52%が70歳以上になっているのです。それで、では50から69歳は何人かということになると39%。ですから、足すと91%が50歳以上だということなのです。農家の就業人口です。販売農家です。この農業政策に出ている分です。統計このすに載っているものですがけれども、こういう中で鴻巣の農業をどうやって大規模化してやっていくのかと、一番多いのが0.5から1.0ヘクタールという、そういう部分で、農業委員さん、それから最適化委員さんがこういう状況の中でどのようにして事業を進んでいくのか。現在のいわゆるこれに適合する、今回の条例に適合する部分の経営面積なり、それにかかわる市民の数でできるのなら、その数値をお聞きします。

こういう鴻巣の農業の中でですよ。いわゆる大型化して、集積して、どんどんやっていくというわけですがけれども、現在の集積できている到達点と、今後こういう状況を、年齢状況も含めてどのようにして数値化していくのか。農業委員さんのところでどういう努力をしていただくのか。農業委員さん、最適化委員さんで集積化していくと言っているわけですから、こういう状況の中でどうやって鴻巣の農業の発展につなげていけるのかということをお聞きします。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 担い手農業者の育成あるいは集積化ですけれども、農業委員会におきましては農地利用最適化推進委員というのを今後委嘱しまして、農地利用の最適化ということで担い手農業者への農地の集積、集約を進めるわけですがけれども、現在相手となる担い手でございますが、担い手につきましてはまず認定農業者を中心に考えられます。今現在、鴻巣市認定農業者が9月1日現在で、経営体の数ですけれども、178経営体ございます。個人が158、法人が20ということで、178の認定農業者、認定を受けた経営体がございます。こうい

った担い手の農業者の方を中心に、推進委員さん、今後委嘱した後は、まずは地域での農業者等の話し合いの場等におきまして、その地域で中心を担う経営体の皆さんあるいは地域の土地を持っている方、そういった方たちと相談をしながら担い手農業者への集積を図っていく、あるいは今後の可能性として、法人なんかの参入も視野に、話があればですけども、視野に入れながら担い手の育成を図っていくということになると思います。

また、農地の現在の利用集積されている、いわゆる自作地以外の利用権の設定されている面積でございますけれども、農地基本台帳面積が現在、農業委員会の台帳面積が3,275ヘクタールございますが、今貸し借りの行われている面積が大体776ヘクタールぐらいございます。

(何事か声あり)

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長)3,200ヘクタールぐらいのうち、770ヘクタール余りが貸し借りの行われている農地。これは、正式にということですけども。

(菅野) 農地でいうと23%。農地3,275のうち776ヘクタールというのですから23%ですね。それから、経営体でいくと178経営体というのは、人数でいうと農業センサスで見ると2,500人と、22年で2,500人となっている中の178といたら、どれぐらいの組織的経営体になっているかというのはわかりませんが、どちらにしてもほんの一部だけの人をいわゆる結集しているということですよ。そうすると、耕作放棄地がどれぐらいあって、そしてこの経営体の中に入らない部分は、そうかといって農家の人ももう年とってできない、機械も壊れて高くて買えないと、1,000万もするわけですから、そういういわゆる耕作放棄地予備軍、そういうのも含めるとどのように数値が出るのか。現在の耕作放棄地とこの政策を進めた場合、いわゆる政策から落ちこぼれていく部分です。そこをどう数値的に捉えているのか。

だって、0.5ヘクタールが一番多いのだから、件数でいくと。経営している人が0.5ヘクタールが一番、5から1.0が533世帯が一番多いわけですから、この制度から落ちていく人がいるわけです。大型化すれ、集積化し

ろ、しろと言ったってできない人のほうが圧倒的に多いわけです。そうすると、そういう部分にはどういう農政をしていくのか、それをお聞きします。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）市内の遊休農地でございますが、現在農業委員会のほうで把握しております遊休農地面積は9ヘクタールでございます。

（菅野）耕作放棄地です。遊休って何だ。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）遊休農地、耕作放棄地のことでございます。

（菅野）耕作放棄地だよ。ユウキュウってどうやって書くのだ。あっ、休むか。耕作放棄地だね。そうではないね。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）農地法では、遊休農地という言葉が使われてございます。遊休農地の面積は、市内現在9ヘクタール把握してございます。

（菅野）たった9ヘクタール。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）平成28年度の解消実績は1.1ヘクタールございます。農業委員会の遊休農地に対する活動ですけれども……

（菅野）一生懸命つくっているのだよ。一生懸命つくっているということなのだよ。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）年1回、10月を中心に、市内の農地については農地パトロールを実施しておりまして、遊休農地を把握しております。把握した遊休農地につきましては、遊休農地の所有者に対して利用の意向調査を行いまして、担い手農業者さんへ貸し付けるのか、自分で自作をするのか、その辺の確認をして、解消に努めていきます。

以上です。

（潮田）今の菅野委員の質疑でかなり細かくやりましたので、残りそれほどではないのですけれども、確認をしたいことが何点かあります。

まず、現状では日本全体で言うと兼業農家が約4割と言われる中で、こ

の兼業農家の人も農業委員とか農地利用最適化推進委員になれるのかどうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）農業委員の応募する資格でございませけれども、法律では農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方ということで、そういったことになっています。また、あわせまして欠格者としまして、農業委員になることができないということで、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方と禁錮以上の刑に処せられて、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人ということで、法律でそういった規定がございまして、第1種兼業農家、第2種兼業農家、専業農家でございますが、そういった種別によって農業委員さんになれる、なれないのそういったものはございません。

（潮田）農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をできることができる者を1人以上というふうに言っておりますけれども、この選定基準について、鴻巣としてはどのようなものを考えているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）法律で農業委員の任命に当たって、農業委員会の所掌に関する事務に関して利害関係を有しない者、農業を行っていない方を1名以上入れて、そういった他分野の方の意見を農業委員会の運営に反映させるということが適当だということで、必ず1名以上入れるということになりました。この農業委員会の事務に関して特別に利害関係を有しない中立の方ということにつきましては、特定の資格があるわけではなくて、農業に従事していない広範の方が選ばれますので、当然募集については同じように募集をやってまいりますし、具体的には例として示されておりますが、弁護士や司法書士、行政書士等のほかに、例えば会社員や商工業者、消費団体関係者、教育関係者等々、農業に従事していないいろんな分野の方を1人中立の委員ということで入れなければいけないというふうになっています。もちろん募集については、同時に募集を行います。

（潮田）今回のこの大きな目的が農地利用の最適化の推進で、また担い

手の透明なプロセスを経て確実に就任するようにするためというふうになっておりますけれども、これは今までの農業委員会の体制にどのような、今までの体制に対してどのような点が改善をされて、逆に問題点となるようなことというのはどのように考えているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）今までの農業委員会制度につきましては、いわゆる公選制ということで地域から選挙区を、鴻巣の場合は3地区決めまして、公選制によって選ばれていました。また、団体推薦ということで、いろんな農業団体や議会推薦等から選任された農業委員会で運営していたわけですが、今回募集制、いわゆる公選制を廃止して、市町村長が議会の同意を得て任命をする、公選制から市長の任命制に変わったわけですが、一番大きな変更としては、今委員さんおっしゃいましたとおり、地域でしっかり農業をやっている認定農業者等の、しっかり農業を一生懸命やってくれる人たち、農業をリードしてくれる担い手の方たちが農業委員に選任されるようなシステムにしたということで、今後危惧される農地の遊休化であったり担い手不足を、地域で農業をしっかりやっている方たちを農業委員に就任していただいて、しっかりその辺をやっていただきたいと思います、そういうふうな観点から、公選制から市長による任命制に変更となりました。

以上です。

（潮田）今回農業委員、農業最適化推進委員、今回のこの変わることで、変わるのは農業委員会の組織体制だけなのか、行政や農協は今後どのように変わっていくのかというのはあるのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）今回の農業委員会等に関する法律の変更でございますが、もちろん農業委員会の改革もあるわけですが、それに合わせまして、国の農業そのものについて、先ほど提案説明でもいたしました、農業を成長産業化するために、今回の法改正で農業委員会とあわせまして農協と農業生産法人等の一体的な見直しを実施して、農業の成長産業化を図るということで、改正法として農業協同組合法等の一部を改正する等の法律という改正法を施行しました。具体的には、今申し上げております農業委員会等に関する法律を改

正して、農業委員会が農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするという事に合わせまして、農業協同組合法を改正しまして、地域農協が農業者の方と力を合わせて、農産物の販売等を有利に、そういう工夫を行ってできるようにしたということと、また農地法を改正しまして、担い手である農地所有適格化法人の経営発展を行うと、そういった農業委員会等に関する法律だけではなくて、農協や農地法も改正して、農業そのものの成長を図るような取り組みが国のほうでされています。

以上です。

（潮田）農地利用最適化推進委員の具体的業務として、人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いを推進をする、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進、耕作放棄地の発生防止と解消推進、このため農地中間管理機構と密接に連携というふうになっているのですけれども、これって今までやっていたことと大きく違うのか。要は、それでなくても農家の皆さんお忙しい中、こうやって最適推進委員とかとなった場合のレクチャーだとか、今後やっていく新しい業務が入るのだとしたら、そういったことというのはどういった体制で行っていくのか伺います。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）現行の農業委員会におきましても、農業委員さんによって、もちろん毎月の定例会だけでなく、今、年2回農地の貸し借りの設定をさせていただきますが、農業委員さんのほうに間に入っていただきまして、農地の出し手の方と受け手の方のマッチングをしていただいております。

また、今回農地中間管理機構ということで、新たな制度ができましたので、今後來年の4月1日以降になります。新たな農業委員会が発足し、農業委員と推進委員というふうな形の体制になった暁には、連携をした上で、先ほどから申し上げておりますが、農地利用の最適化の推進ということで、担い手農業者への推進、農地の集積、集約を進めるというふうなことで、新体制では特に農地中間管理機構への農地集積というものを中心に、総会活動だけでなく、現場活動も農業委員と推進委員で連携して、しっかりと取り組んでいくような方向で考えています。また、研

修等の件につきましては、当然平成30年4月1日以降になります。新たな農業委員会が立ち上がって、その新たな農業委員会によって新たな推進委員が委嘱された後に、相当の期間をかけて研修をしていただいで、農地法であったり、あるいは農地の貸し借り、いろんな法律を扱いますので、研修に努めてまいりたいと思います。

以上です。

(潮田) 最後に1点だけ。この農業委員会で議決権を持つのは、農業委員だけなのかどうか確認します。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 今委員さんおっしゃったとおり、新たな農業委員会制度におきまして、農業委員と推進委員ございますが、総会において議案の議決権を持つのは農業委員だけでございます。

以上です。

(矢部) 参考資料を出していただいたのですけれども、農業委員の中でこの推進委員は決めたということでございますけれども、この農業委員の推進ではないけれども、選考についてはとりあえず当たらなかったのか、出なかったのか、ちょっと。農業委員会で。地域割りでもって、推進委員は農業委員さんの会議の中で話が出たと言ったでしょう、初め。だけれども、農業委員の点数のほうは、この区域割りでもって出なかったのかという。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 農業委員会等に関する法律によりまして、農地利用最適化推進委員の募集から委嘱に当たっては、農業委員会のほうに任されておるわけなのですけれども、農業委員につきましては市長が募集を行って、任命を行うこととなっておりますので、農業委員会の席上では、農業委員さんの募集に関する話の話し合いはなされませんでした。

(矢部) その中で、だけれども、もう人数的に、では認定農業者が今158人と言っていましたよね。法人が20人。それでもって、その中でこの区割りというのは、これ何人いるかというのはちょっとわかりますか。わからない。地域の中に、農業委員認定者が何人いるのか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）認定農業者の中の地域別の配分については、今ここではちょっとわかりかねます。

（矢部）その中で、農業者がいて、今13名と言っていましたよね、農業委員が。13名って、これ12区画というので、これもう本会議で一生懸命言っていたのだけれども、鴻巣あたりなんか49しかないのに、それでこれ1人持ってきたで、そういうというか、公募ですからわからないけれども、でもやっぱり地域ごとでこれをそういうあれというのは多分話し合うと思うのです、持ち帰って、農業委員さん現に。だけれども、そういう話というのはやっぱり農業委員の中には出てこなかったのか、それをもうあるかなと思うのだけれども。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）農業委員の選任に当たっては、基本的な考えなのですけれども、募集区域を定めないということで、あらかじめ推進委員のように担当地区や団体ごとの定数枠をあらかじめ決めてしまって、推薦を求めるということは、その地域内の団体や構成委員で募集に応募しようとする人の、自分が選任されるという機会を妨げるということになりますので、農業委員についてはそういった担当区域や定数枠を設けることは適当ではないと言われておりますので、農業委員会ではそういう話はしておりません。あくまでも市内一括で、区域を定めないで募集しようということ。

（矢部）多分私が考えているのは、ではいいです。では、募集が多過ぎた、足りなかった場合、そういった場合の対応というはどのような対応をとるの。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）まず、募集するわけですがけれども、定数を超えた場合でございませぬけれども、定数を超えた場合には、当然任命過程あるいは推進委員さんの委嘱過程に公平性や透明性を確保しなければいけないということで、具体的には推薦を受けた方や募集に応募した方からや、あるいは推薦者の意見を聞くことや、前任の農業委員さんの意見を聞くということが言われておりますが、具体的には選定委員会を今後設置しまして、その中で市長の諮問に応じまして、それぞれお一人お一人候補者の農業委員さんの評価、選考をしまして、ま

た市長に回答すると、そんな方法を考えています。

以上です。

（矢部）それと、笠原とか、推進委員が3名ずつあるそばは、これ農業委員さんもこれ2人ぐらい欲しいのではないかなという感じがする。公募だからわからないけれども、でも地域で私は多分なれてくれよという、そういう選定してくるのかなと思うのですけれども、でも公募ですから、わからない点もあるかもしれないけれども、でも地域でもって必ず私は2人以上というか、そういうあれを出てくると思うのだけれども、そのほうは農業委員ともやはりそういうお話というか、そういうあれは全然していないの。地域のあれというか、あれは。公募だから、さっきも言っているのだけれども、わからないのですけれども。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）現時点では、地域とのかかわりは持っておりません。また、農業委員については、先ほど申しましたとおり、国の方針で現行の半分程度にして、農業委員会の運営を機能的に行う。あわせて推進委員の担当区域に合わせて、農業委員会長を除いて、それぞれ1人ずつ推進委員の担当区域に農業委員さんを張りつけて、両方で連携をして、それぞれの地域の農地を見ていてもらいたいということで13人としましたので。もちろん13人の定数選任後の農業委員さんについてはこの12地区に、会長を除いてお一人ずつ担当を張りつけていく予定にしております。

以上です。

（矢部）この農業委員が決まりました。推進委員が決まりました。そして、今度推進委員さんと農業委員さんの会議というか、農業委員さんは毎月多分やっていると思うのですけれども、その中でもって推進委員さんも中に入れてやるのか、それともどのような感じでもってやるのか、ちょっと……。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）新しい農業委員会が始まった後、来年の4月以降の体制でございますが、もちろん農業委員さんにつきましては議決権を持っておりますので、毎月総会に提案されます農地の権利移動であったり、農地転用の議案につきましては、農業委員さ

んのほうに議決権をもって審査していただくこととなっております。
また、現時点での予定でございますが、推進委員さんにつきましても、それぞれの自分の担当する区域についての農地について、しっかり見守ってってもらいますし、また要請があれば総会に出席して、自分の担当する区域の農地について意見を言えるというふうなことになっておりますので、現時点では毎月、月1回の定例会のほうに、議決権はございませんが、推進委員さんにも出席していただいて、意見を述べていただけるような方向を考えています。

（矢部）そして、予定とすれば13名の22名ですから35名。

（はいの声あり）

（矢部）35名体制で行うということで、やるということで。それで、その中で推進委員さんと、今度は費用弁償ではないけれども、報酬のほうなのだけれども、これ同額というか同じ金額になっているのですけれども、このあれしたというか、その根拠というか、そのあれは……。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）農業委員と推進委員の報酬につきましては3万600円ということで、今回同額とさせていただきます。農業委員の報酬につきましては、平成29年3月議会におきまして農業委員の報酬につきましては、他の委員さんと同様に見直しをしていただきまして、他市の例を参考にアップをさせていただきますので、ことしの4月1日から運用してございますので、新たな体制としての農業委員さんについては同じ額とさせていただきます。

一方、推進委員でございますけれども、農業委員さんは総会に出て、議決権を持って、しっかり議案審査をしていただけるわけでございますが、一方推進委員につきましても、それぞれの担当する区域において、しっかり農地利用の最適化の推進、担い手への農地集積、パトロール等をやっていただきます。議決権のある農業委員さんと同様に、現場において重要な責任を持っていますということで、今後農業委員さんと推進委員さん、しっかり連携して、それぞれの立場で責任を持ってやってもらわなければいけないということで、また農業委員会の求めに応じ、推進委員さんは総会にも出席して意見を述べることができるとされております

ことから、報酬につきましても月額報酬、両者とも3万600円ということで同額とさせていただいて、現場活動をしっかりやってもらうということにさせていただきました。

以上です。

（矢部）それで、さっき中間機構の話がちょっと出たのですけれども、これ鴻巣市でもって今中間機構と契約というか、そういうあれしているのがどのくらいあるのか、ちょっとわかったら。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）ことしの7月1日時点なのですけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、農地中間管理機構を通しました貸し借りということで、176ヘクタールということで把握してございます。

（矢部）地域はどこが多いのか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）もう一度済みません、繰り返させていただきます。

平成29年7月1日現在での農地中間管理機構への貸し付け面積でございますが、全体で176.7ヘクタール、鴻巣地区が55.8ヘクタール、吹上地区が49.4ヘクタール、川里地区が71.5ヘクタールでございます。

以上です。

（矢部）最後に、中立委員を選ぶのに、これ中立委員って多分私は難しいのかなと思うのですけれども、これどういう公募というかあれするのか、ちょっと。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）済みません。先ほどの農地中間管理事業のまず、ではお答えする前に、転貸、貸し付けの面積について、済みません、資料が古かったみたいです。最新のものをさせていただきます。合計の面積176.7ヘクタールはそのままです。3地域のそれぞれの貸付面積でございますが、鴻巣地区が64.3ヘクタール、吹上が40.9ヘクタール、川里地区が71.5ヘクタール。鴻巣と吹上がちょっと違っていました。

以上でございます。

（委員長）先ほどの質問は。はい、続けて。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）中立委員の募集についてなのですけれども、もちろん農業をやっていない方ということで、もちろん募集については農業委員の募集をこれから行うわけですが、一緒に行います。募集案内を農業委員会の窓口等でお配りするのですが、そのときにその選考基準等を説明しながら、認定農業者が必ず必要なのですよ、中立委員を1名以上設けなければいけませんよ、そういったことも説明させていただきながら、また募集要項、募集の申し込み資料の中にも認定農業者なのか、あるいは非農家なのか、そういった情報もお書きいただいて、そういった中立の農業委員さんの募集も1名以上しなければならぬのだというのを地域にちょっと知らしめて、募集をしていきたいと考えています。

以上です。

（大塚）早速なのですが、2つほど。

1つは、けさほど配っていただいた参考資料の中身の中で、一番右側の参考となる農地面積が出ておりますが、これとあわせてもしわかればということで、対象件数。なぜかという、推進委員を選ぶための一つのデータ、基準になっていると思うのですが、面積イコール人数ではないというのは、これは誰が見てもわかるので、恐らくこれには対象となる件数も加味されて最終的な合計22という計算になったのかなと予測をしました。もしおわかりになれば、今申し上げた対象件数はいかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）いわゆる農家数ということだと思いますが、今手元にありますのが、いろんな調査の仕方があるわけですが、2015年の農林業センサスということでお答えさせていただきます。

総農家数ということで、農林業センサスでは……農家数でよろしいですか。総農家数及び土地持ち非農家数ということで1つのくくりになっておりまして、総農家数ということで、では鴻巣から順番に読み上げます。鴻巣が48、笠原が255、常光が205、箕田が193、田間宮が128、馬室が227、川里にいきまして屈巢が197、広田が214、共和が144、吹上いきまして吹

上が128、下忍が118、小谷が119、合計が1,976、これが2015農林業センサスの総農家数の内訳です。こういったことも参考にしながらやっております。

(大塚) 改めて両方の多分データも含めて検討された結果が1人ないし3人の合計22人ということで理解をしますが、この中で農業委員もそう、推進委員もそうなのですが、例えば例を挙げますと、鴻巣という枠の中では1名になっていますね。当然ということはないのですが、場合によると、辞職を含む欠員ということが考えられると思います。その場合に、例えばその下の笠原を例に挙げて申しわけないのですが、3人いるから1人欠けても何とかなるということではないと思いますが、とりわけ1人枠のところ、これ推進委員の1人枠、もしくは場合によるとまだ確定していない農業委員もそうだと思うのですが、それら欠員が生じたときに、ここで見る範囲でいくと推進委員1人枠のところについては速やかに選任をしなくてはいけない状況になるのだと思います。そこら辺農業委員会の中で、過去の会議の中で、あるいは担当する事務局として補充といいますか、定数を満たせるような方策、考え方、議論があったのか、なかったのか、もしなければ今後どうしていく考えがあるのか、それを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) まず、欠員等が生じた場合でございますが、法律ではすぐに、もちろん農業委員会の活動、事務の運営において、すぐに支障がないようであれば、欠員補充をする必要はないと言われておりますが、ただし例えば今委員さんがおっしゃったとおり、例えば推進委員さんについて、担当区域が1名のところにつきまして、これは欠員がすぐもうその地域について担当委員がなくなるということでございますので、そういった支障が生じる場合には、速やかに同様の方法で、すなわち例えば推進委員さんが1名の地域で1名欠けたような場合には、今やろうとしているのと全く同様の方法で、農業委員会による推薦、募集から審査、委嘱というまで全く同様のやり方で補充しなければならないとされています。

以上です。

(大塚)最後の質問ですが、今回推進委員というのは新しい制度なので、前例は当然ないわけですね。強いて比較をするとすると農業委員になりますか。農業委員については先ほど冒頭ありましたように、30人という定数でしばらくきているわけですが、農業委員さんも当然欠員等が生じていることも過去にあったと思います。例というか比較をすれば、欠員になってしまったがゆえに大変な思いをしたというときも多分あったでしょう。そこら辺については、過去においてはある程度スムーズに選任ができて、その体制が整ってきた、大きなトラブルにはならなかったという理解でよろしいか、それを最後に伺います。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長)農業委員さん、現行、ついこの間も不幸なことがあったわけですがけれども、農業委員さんについては、今までの体制の中では、改めてお一人例えば欠員になったからといって、すぐ選挙とか、そういったことにはならず、現行の中で皆さんで助け合いながら運営をしてきたと、そういった経緯でございます。以上です。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野)反対討論を行います。

この法の目的は、まず改正の目的ですけれども、農地利用最適化、これは担い手の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進、これをよりよく果たせるようにするためということで、今回農業委員会に関する法が改正されました。これを必須業務として、これまでの農地の移転や転用の許可業務などに加えて、農地法の農地等の利用の最適化の推進の事務が位置づけられたわけです。そのための指針を定めることが義務とされました。これまでは、農地の集約や耕作放棄地の解消などは任意業務とされてきたものが、主な業務になりました。そして、法の目的であった第1条、農民の地位の向上というのは削除されました。

そして、2つ目は公選制から任命制に変えられたということです。公選制は、農地の所有者や耕作者から委員が信任され、その意見を農地行政や農業振興に反映させるために不可欠なものであると思います。農村の任命制になれば、いわゆる恣意的な人選になる懸念も否定できないとして、農業委員会系統の組織からも公選制の維持を強く主張してきた声もありました。これまで農業委員会に入っていた農協、それから共済組合、土地改良区、議会からの選出の制度もなくなりまして、文字どおり市長の任命委員に一本化されるということです。そして、ひとえに財界の要求に沿う農政にしていくということです。T P P受け入れを前提とした国内体制づくり、家族農業中心の戦後農政を根底から覆すものです。農業分野の規制改革のターゲット、農地、農協、農業委員会、また平成14年5月には政府の規制改革会もワーキンググループが発表した農業改革に関する意見には、公選制の廃止、委員の大幅削減などの見通しが盛り込まれて、今回のこれが法改正のベースとなって、このような事態となっているわけです。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が農地利用の最適化を推進する担当区域を決めて委嘱するというものです。しかし、主に合議体として意思決定を行う農業委員会とは別に、担い手への農地利用集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消の地域における現場活動を行うということが農水省の文書に載せられていますけれども、農業委員会関係者や農村の現場の意見も無視して強行された国会審議の中では、5党も含めて賛成論がほとんど聞かれなかったというのが実態です。農業と農村の現実から出発したものではなくて、規制改革の立場から財界側委員の主張を取り込んで、このような方針が出されたものです。このような改革の方向が今日の日本の農業、農村の直面する課題の解決につながらないことは明らかです。政府は、担い手が減少した、高齢化が進んでいる、耕作放棄地がふえた等を理由にしていますが、その原因は農産物の輸入自由化を一貫して推進してきた大多数の農家経営を成り立たなくしてきたことにある。旧来の自公政治の結果であると思います。そして、T P P協定の批准を阻止することが日本の農業を発展させる道で

あると思います。

鴻巣の農政で見るなら、70歳以上の方が52%を占めています。そして、50歳から70歳以上の方で見ると、82%が占められています。それから、耕作面積でいくと、0.5ヘクタールから1ヘクタール、この部分が一番多くて533世帯、33%を占めています。また、0.5から3.0ヘクタールが80%を占めているという、文字どおり高齢者、そしていわゆる大農家ではなくて、家族経営で行っているという、これが鴻巣の農業の実態です。鴻巣の農業を発展させるには、世界が今進めていると同時に、同じように、家族経営で日本の農業を発展させること、このことが何よりも望まれると思います。政府のこうした施策のもとで、食糧の自給率はどんどん減って、ことしはとうとう38%まで落ち込みました。先進国でこのような国は日本をおいてありません。農業に関する農家の皆さんの声にも反する、こうした今回の改正には反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 鴻巣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 13ページ、15ページ、29ページにかかわってきます多面的機能支払交付金に関してですけれども、これは多面的機能支払交付金が農地維持とか資源向上となっているのですけれども、今回のこの適用分についてはどういったことになるのでしょうか。

(産業振興課長) 今回の箕田環境保全会につきましては、昨年から実施いたしました八幡田と寺谷、これが昨年から農地維持という形で活動しております。資源向上と長寿命化については活動はしておりません。今回箕田と名前を改めまして、ほかのエリアを拡大しましてやったものは全て農地維持の事業になります。

以上でございます。

(潮田) 今回交付金、返還金のほうがありますけれども、これは具体的にどのような法律違反だったのか、またそうした内容は今後どのような段階で誰がチェック機能を果たしていくのか伺います。

(産業振興課長) この事業につきましては、問題のあった農地法違反という形になります。これにつきましては平成27年8月に小谷南グリーンネットのほうで水生植物園、これ自体については多面的事業としては問題なかったのですが、ここに木道、通路ですね、これを農地につくってしまったということで、その行為自体が農地法違反になります。

そこで指導を行い、実際撤去されたのは平成29年2月ですが、これにかかった経費の返納というような形になります。

(潮田) この農地法違反、法律違反を行ったということのそこの団体は、今後こういった法律違反を行ったということがあったとしても、団体は存続できるのですか、またペナルティーとかというのは。ただお金を返せばいいということだけになってしまうと、後にも同じようなことをやっても後で返せばいいというふうになってしまうかと思うのですけれども、こういったチェック、また今後のペナルティーとかというのはどのように考えているのでしょうか。

(産業振興課長) 農地法違反という形で支出した科目分の返納というのがペナルティーというような形になります。この多面的事業というのが

5年間の継続事業として承認され、当団体につきましては26年から30年までが事業期間となっております。そこの27年度分でそういう問題があったということで返還になりますが、以降30年までの活動につきましては引き続き継続というような形になります。

(潮田) となると、30年までは継続やるとして、次に同じように活動は更新というか、それはできるのでしょうか、その団体としては。

(産業振興課長) もちろん5年間の活動が終わって、地元の団体のほうで決定することですが、活動継続に関しては問題なくできます。

(潮田) 先ほどもちょっと最初のほうに聞いたのですけれども、このチェック機能は誰がどのような形で行っていくのでしょうか。

(産業振興課長) 5年間の継続事業ということですが、毎年県のほうの経理審査というか、それと最終的に年度の終わりに報告を受けることになります。その審査を市のほうでやるというような形になりますので、審査、チェック機能としては市で行うと。経理的な審査についても県のそういう経営指導というのがございますので、そちらで行うというような形になります。

(潮田) 続きまして、13ページと25ページにかかわります合併浄化槽の関係になります。国としてもこの合併浄化槽のことを進めているかと思えます。この合併浄化槽のこれは、当初も予定をされていて、それでもまだふえていって、国としても進めようという考えでいると、今後鴻巣として合併浄化槽はもっと進めていくということを出していくのかと思うのですけれども、そこら辺、来年度の予算も含めまして、今後もっとふえていくというふうに考えているのかどうか。また、その対象となるべき戸数というのは把握をしているのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) お答えいたします。

今後ふえていくのかということでございますけれども、今年度は当初予算で20基を予定していたところ、多くの申し込みをいただきまして、その辺のことから、少し業者のほうにもヒアリングをしてみたのですけれども、業者としても鴻巣にはまだ浄化槽を設置できる、転換できるお宅がたくさんあるので、今後も業者としてもやっていきたいという意向を

確認しました。そのようなことから、市のほうでも合併浄化槽の推進は、水質汚濁の防止に寄与することが大きいというふうに考えておりますので、来年以降も、今年度この補正分を含めたような形で、同じようなペースで補助していきたいというふうに考えております。

次のご質問ですけれども、対象の数はどのように捉えているかということでございますけれども、対象になってきますのは、現在くみ取り式のトイレを使っている方と、単独式の浄化槽を使っている方が転換の対象になってまいります。くみ取りの方は、現在押さえている数字ですと、744世帯ございます。それと、単独浄化槽につきましてはおよそ6,600世帯ございます。ですので、合計で約7,300世帯ぐらいが対象になると考えております。

以上です。

(潮田) あと1点、これはちょっと私も自分で聞くのもおかしい質問かもしれないのですが、25ページにありますごみ処理施設と整備基金積立金、これが残高9億になるのかな。これ議決終わったら9億になるということだったのですけれども、鴻巣市のホームページで見ますと、ホームページの中では、今ぱっと開いて、ごみ処理施設、新施設を建設を検討しているといったようなところは何も出てこないのですけれども、これだけ市の予算の中で積み立てをしているというふうになると、何か今現在鴻巣市としてはごみ処理新施設を検討していますなり何なりがホームページ上でわかるようにするべきではないかなというふうに考えているのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

(環境経済部参事兼環境課長) 現在そのホームページの考え方につきましては、鴻巣行田北本環境資源組合が主体となってやっておりますので、ごみ処理施設のことに関しては組合のホームページをごらんくださいということでリンクを張って、そちらをごらんいただくように基本的には考えております。

しかし、今委員さんがおっしゃったように、そうはいっても、中心は組合でやるのですけれども、市としてもそれに対していろんな取り組みをしているわけですから、それについてはやはりわかりやすく、市民の皆

さんにお知らせする必要があると思いますので、今後そのホームページの内容につきまして検討させていただきたいと思います。

以上です。

(潮田) 確認した時点で、私が少なくとも一般市民としてホームページを開くと、全く今の時点ではわからないようになっておりますので、リンク張るのでいいと思います。ともかく今話題にはなっているのに、ホームページを見ても何もわからないというのでは、やっぱり市民としてはどうなっているのだろうという思いがあるかと思いますが、変に皆さんが不安になるようなためにではなくて、皆さんに理解を求めるようなものをぜひともお願いをしたいと思います。補正予算は以上でいいです。

(菅野) 15ページの返還金です。多面的機能支払交付金返還金56万7,000円についてお聞きをします。

これは、3月議会で地元の方が20人近く傍聴に来られて、切実な声を地域の議員が取り上げたわけですけれども、その中で何点か出されたことについてお聞きしたいわけです。ヒメイワダレソウやチューリップなど、物品販売をかなりやっているようだけれども、非営利団体がそれをやるのは不法ではないかということが出たわけですけれども、まずこの点はどうか。

(産業振興課長) 小谷南グリーンネットにおきます会計のほうでは、その物品販売というのは報告されておられません。同じ名称で違う活動をちょっとやっているというのは知っているのですけれども、その中のものなのか、その辺はうちのほうに提出された申請ではちょっとわかりかねますので、この中ではございません。

以上です。

(菅野) つまりこの事業は、日本型直接支払という政府の中山間地域等直接支払という制度の中でやっているわけですね。3個活動があって、3つ目の多面的機能支払というのがこれに該当するわけですけれども、これは農地法、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等を支援、それと農地維持支払として水路や農道、ため池の補修等支援、資源向上支払、こ

の交付金から成るといふのです。それで、すごく金出されているのです。日本型直接支払制度をこういふことで創設をした、16年度予算は前年比29億、減りましたけれども、770億円が国で支払われているのです。この団体には5年間、一遍に出たのかどうかわかりませんが、どのような形で国からのこの補助金がおりにしているのでしょうか。1年ずつおりにするのか、5年一遍におりにするのかあれですけども。

(産業振興課長) これにつきましては、毎年1年ごとにおります。

(幾らの声あり)

(産業振興課長) 算出が、田んぼで3,000円、畑で2,000円とか、そういう形で面積で金額が算出されます。この団体につきましては3つの事業をやっておりますので、1年の最高として10アール当たり9,200円。

(そうすると、全体で幾らなのか。10アール9,200円じゃ、何アールあるのかの声あり)

(産業振興課長) ちょっとこちらにあるのが28年……済みません。平成26年度、先ほど申し上げました事業開始年度が454万3,784円、平成27年度、454万3,784円、同じ額です。平成28年、これが414万4,066円。以上のような形になります。

(菅野) 今でいうのには水生ということとはハス池をつくるということだったのですよね。ハスですよ。ハス池なんていうのはこういうところに入っていないけれども、ため池の補修なんて入っていますけれども、そういう一歩前進させて、ハスを植えるのだという感じでも出ると。ハスなり、あとは何ですか、水生というとはハスですか。どういう範囲まで出るのでしょうか。ため池とは違うよね。

(産業振興課長) これにつきましては農地の、遊休農地という話が先ほど出ていましたが、これの解消ということで、そういうハス等を植えて、植物園みたいな形にする事業につきましても認められております。景観的なものです。景観植物を植えるものにつきましても認められております。以上です。

(菅野) ですから、その範囲を超えて、いわゆる水路ではないテラスなり、構造物をつくったのが不法だということになったわけですよ。で

も、市議員をやったり、農林関係のところにお勤めをしていたり、そういう人がわからないでやるのですか。何かどう考えても本来は農家の方がこれを読むと、農道の草を刈ったり、やはり大変な思いをしていつもきれいにしてくださっていると聞いています。本当にきれいにしているのはこういうことでやっているのだなと私たちは思うわけですがけれども、農地を維持するとか、水路とか農道、そういうことにお金を使うのだと思うのです。ほかの地域では、ここ以外は水路以外に何かそういう草刈り以外にやっている事業ってかつてあったのですか。

（産業振興課長）平成28年度でほか13団体あるのですけれども、ほかではそういう活動はありません。

（菅野）除草用にヒメイワダレソウを植えるというのは田んぼでよくあることですがけれども、これは小谷のこの地域以外、吹上ではここだけですよね、取り組んでいるの。多面的この費用をもらっているのはこの地域だけですよね。ほかももらっていますか。

（笠原もの声あり）

（菅野）笠原ももらっている。笠原なども含めて、笠原でもいいですがけれども、要するにこういう補助金をもらったところが、いわゆるチューリップなりヒメイワダレソウなりを植えるというのは、もう普遍的な政策になっているのでしょうか。今や流行的な、流行になっているのでしょうか。今農家で植えていますけれども、この補助金をもらってやる普遍的な政策になっているのでしょうかと聞いているのです。植えても当たり前だと。

（産業振興課長）チューリップはともかく、ヒメイワダレソウにつきましては、それぞれの団体確認はしておりませんが、結構田んぼのところにありますので、そういうふうに農地を保持していく上でいいものだというので、いろんなところで取り組んでいるのではないかと考えております。

（菅野）それから、事業運営について今度お聞きしますけれども、要するに3月議会の論戦を見ますと、まず総会がきちんとされていないというのを繰り返し言っているわけです。総会がきちんとされていないの

では補助金をもらう値はないわけですから、個人のためのお金を出しているわけではないわけですから、いわゆる10名連記の委任状でばたばた総会の委任状をとって歩いたと、とっているというのが論戦をされました。出席者は30名ということですので、それで構成員については総会の資料に別記と書いてあって、規約になっているけれども、会員はその構成員が誰なのかは見たことがないと言っているということ、第一同じ自治会で隣、まして農家ですよ、ずっと動かないで暮らしているところへ10名連記で来て、書かないわけにいかないのではないですか、地域の有力者がなっているのに。

ここら辺は市としても人権侵害で、第一総会として、人権侵害ではこの委任状は正当ではないと思うのです。それをもって出席と30%で総会が成立ということで補助金行政がどんどん押し流されていくというのは、市としてもそれなりの内容を見るということが必要なのではないのでしょうか。400万ぐらいの予算といっても5年間ですから、2,000万円ですよ。すごいお金が出されるわけで、私どもなんか花のコミュニティーで20万円か10万円かもらいましたけれども、もう領収証全部つけて、会員に全部報告して、会員からは1,200円ずつ会費もらってと、市から補助金もらうというのは物すごく重いのです。領収証も全部つけないとだめですし、こういうところだけが何でずさんになるのかと。収支報告がきちんとされなくても2,000万の多額の補助金が出るのかと。議事録よく読むと、総会の資料と会員に出される資料が違っていると書いてあるのです。だから、どこかで誰かが恣意的なやり方がされているのではないかという気がするのですけれども、その点に対して補助金をこれだけもらうチェック機能というのはどうやって、先ほど潮田さんもおっしゃいましたけれども、どうやって果たすのか。市にも出ていると思うのです、書類は。

(産業振興課長) ちょっと幾つか質問いただいたのですが、まず今14団体活動しておりまして、それぞれの総会のやり方等につきましては、それぞれの団体で決定することだと思っております。そんな中で、3月議会でもありましたように、10名式の連記というのは、これは確かに……

(そんな委任状ないです。委任状というの

は個別のもんですの声あり)

(産業振興課長) ということのご指摘があり、これにつきましては市のほうからも団体のほうに注意というか改善を求めたところであります。その結果、ことし5月に行われた総会においては、その点は改善されております。

それと、チェック機能の話でございますが、毎年決算報告というような形で市のほうに提出されるのが3月ぐらいになります。それで、総会が5月とかにこの団体はやっております。そんな中で、27年度、ちょっと違うのではないかということでしたが、金額面のチェックは全く同額でございました。中に区分で分けるところがあるのですけれども、それが市に提出されたものと団体のほうで総会に出したものがちょっと入れ違いがあったというのは聞いております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 再度お聞きしますけれども、要するにことしの2月に撤去するまで、再三の市の指導なども16カ月にわたって無視してきて、ようやくなったわけですね。それで、理事長ではなく、阿部さんは理事長と言っていますけれども、事務局長だということだそうで、事務局長となると、やはり事務の大半、ましてお金の出し入れなどは事務局長が担うのですよね。理事長が承認するにしても、事務局長の采配というのは大きな力だと思うのですが、この点について、本人のそれなりの社会的な責任を負うということはないのでしょうか。本会議場でも言われていますけれども、シルバー人材センターの事務局長ではないですね、理事長ですから、これは。それはこの事件の後になっていると思うわけで、最後にそこら辺に対して、これは部長からお答え願いたいと思うのですが、どう考えているか、鴻巣の市の人事のありようについて、阿部

さんが言うには鶴ヶ島では市長がシルバー人材センターの不祥事があった、期末手当か何か、給与の引き上げ案を見送ったということの本会議場で述べていますけれども、鴻巣としてはどのように考えているのか。

（環境経済部長） 1つ、シルバー人材センターの人事のほうは、うちのほうはなかなかしゃべれませんので、お答えできません。

それと、今回小谷南が市の指導の中で、指導したにもかかわらず、なかなか実施できなかったということは、市のほうの一つの責任としては、最終的な年度内のチェック、会計のチェックのときにしっかりうちのほうもやれなかったというところで反省点がございます。そういう面では、市のほうの反省点もあるかなということでございます。

ただ、一つ今回の水生植物園がなぜできたのかというところをちょっと考えてみると、遊休地、荒れた土地をどうにか使えないかということで地元のほうで考えた案なのかなということで、その案自体はなかなかよかったのではないかなと。ただ、それを皆さんに見てもらおうというようなことでやり過ぎた面があったというようなことがあります。なので、市のほうもそういう面では考え方の中へ、そういったものをどうにか、地元の中で遊んでいる荒れた土地をどうにかしていくということに、ちょっとうちのほうもそっちのほうに傾いてしまったことがあって、その辺のチェックが厳しくできなかったと。違反は違反ですので、しっかりそういうことをやっていかなくتهはいけないということがあったのですけれども、その辺のチェックが緩かったなということが反省点です。

今後、今回の制裁ということが実際決まりの中でないのです。返納金ということで実際お金を返してもらったわけなのですけれども、今後はより一層そういった、よかれと思ってやったこと、もしくはそこに悪意があったのかということはあるのですけれども、しっかりとチェックをして、多面の補助金というのがしっかり使えるようにしていきたいと考えております。

以上です。

（矢部） 25ページの歳入と歳出と同じなのだけれども、合併浄化槽の、これ20基を初めに計画立てて、それから次、これいつごろいっぱいにな

ってしまったのでしょうか、悪いのだけれども。

（環境経済部参事兼環境課長）今年度は4月11日に受け付けを開始したのですけれども、その当日でなくなっていました。

（それおかしくねえの声あり）

（矢部）それおかしくない。それ、では待っていたみたいなので、では4月11日から今まで何をやっていたの、ほっておいたの。17基で、すぐ間に合うのですか。

（環境経済部参事兼環境課長）4月11日の時点で申し込みをいただいて、その時点で20件受け付けをしまして、まだなお受け付けできない方がその時点でいらっしやいました。その数と、それからきょうまでの間に、その4月11日の時点で受け付けできない方がいらしたということでしたので、市のほうではもう既に何とか補正で対応したいというふうに考えて準備をしております、その間、やはり市民の方ですとか業者の方から補助金はあるのかというような問い合わせもいただいておりますので、そのような数も含めまして、今回の17基という数で補正を出させていただきました。

以上です。

（矢部）4月11日、これ一回広報だっけ、載せたよね。これ合併浄化槽のあいっつでもって。載る前にもういっぱいになってしまっているということか。

（環境経済部参事兼環境課長）広報紙の募集では、あくまでも受け付け開始が4月11日ですということでご案内しておりましたので、その当日に申し込みに来た方がいて、その申し込みに来た中で20基が埋まってしまったということでございます。

以上です。

（矢部）今後は17基、あれからもういっぱいなので、3月まで大丈夫なのですか。

（環境経済部参事兼環境課長）先ほども申し上げましたが、4月11日の時点で受け付けできなかった方の件数、それからその後相当の期間があったわけですがけれども、その期間の間に問い合わせがあった件数、それ

と設置する業者さんのほうにもヒアリングをしました。そういうようなことを含めまして、それにこの補正をもしいただいた場合、その先のまだ期間もありますので、その辺の余裕も若干見させていただいて、この数を設定させていただきました。

以上です。

（矢部）これでもって4月11日でいっぱいになった、そしてまた17基を今度はやって、これ現在今くみ取りと今までの浄化槽を使っていて、それと新築も絡んでいるわけですね。新築の場合はどうなの。

（環境経済部参事兼環境課長）この補助金はあくまでもくみ取りまたは単独浄化槽から転換する方が対象でございますので、新築の方は対象外です。

以上です。

（矢部）これ対象外なのですね、新築の場合は。新築の場合は随分建っているから、今……間に合っているのかなと今感じたわけで、ちょっと聞いたわけなのですからけれども、やはりこの単独、そしてこれは早く言えば市街化ではないよね。調整区域のことですよ、これ一応あれが絡んでいるのが。本下水通っているほうはしない。

（環境経済部参事兼環境課長）結局公共下水道、それから農業集落排水以外の区域が対象になってくると思います。

以上です。

（矢部）その区域というか、川里も一部……

（何事か声あり）

（矢部）では、地域として。鴻巣市内はないよね。市内というか、常光とかは、市街化は大体そういうあれになっているでしょう。だから、調整区域が主でしょう。

（環境経済部参事兼環境課長）広く鴻巣市を見ますと大体そういうことになるかと思います。

以上です。

（矢部）本下水が通っているそばで、そういうまだ合併浄化槽ではない単独の浄化槽を使っているそばというか、そういうそばもあるのですか。

（環境経済部参事兼環境課長）公共下水道が入っていても、まだ浄化槽を使っている方というのはいらっしゃると思います。そういう方は、速やかに下水道につながなければいけないわけですから、当然単独であっても合併にしたいという話はそこでもう出てこないわけです。以上です。

（矢部）次、ごみ処理施設の基金ですけれども、あれ工事費が248億だけ。それで、今積んでいるのが、確認のため、24億ぐらい財源のほう積んであるのか、ちょっと。

（環境経済部参事兼環境課長）基金につきましては、29年度の当初までを入れまして8億円でございます。以上です。

（矢部）では、今度9億になるのですか、これが可決されれば。

（環境経済部参事兼環境課長）この補正を入れますと9億になります。以上です。

（矢部）次に、多面的機能の交付金の事業で、箕田の保全の拡大というさっき説明があったのですけれども、やっぱり拡大というか、さっきも言った3段階ありますよね。3,000、5,000、9,000だけ、3段階が、段階が。これというか、どの段階のあれで、この補助金のほう、交付金のほう。

（産業振興課長）箕田環境保全会につきましては、農地維持の事業だけでございます。

（矢部）返還金があったのですけれども、これは28年度分のは返納になったのか、ちょっと。

（産業振興課長）農地法違反ということの事業が27年度の事業で施行しておりまして、その年の分ということになります。

（矢部）そうすると、28年、29年と、ことしも予算は載ったわけだよね。

（産業振興課長）活動の面積に応じて、28、29と出ております。

（矢部）28、29とこれがあるのですけれども、ではこの今解散したわけでもないわけのよね。活動しているということは解散したわけでもないのよね。解散してしまっていると、5年間の契約の中でもって今ま

でやったお金を全部返せみたいな感じだと思ったのですけれども、そういうあれでもって、活動をしていながらの解散はしないということで、どういう案内しているのかなと思ったのだけれども、何か休憩みたいな感じで。

(産業振興課長) 先ほどもちょっと申し上げましたがこの団体につきましては26年度から30年度までの5カ年の計画になります。今年度が4年度目になります。仮になのですけれども、今年度で終わりとかということに会のほうで決定してしまいますと、26年度分からさかのぼって返還と、それこそ一千何百万、1,700万とかという返還の話が出てきます。その辺の話は団体のほうには一応はしてありますので、活動していくということはちょっと聞いております。

(矢部) うわさだと、会員さんがもうやめたというか、そういうあれをうわさ聞いているのですけれども、そういうあれというのは産業のほうの課長には入っていないのですか。

(産業振興課長) 今現在のところ、そういう話は聞いておりません。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) では、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時55分)

————— ◇ —————

(開議 午後2時15分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後3時14分)